

専第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月24日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第4号

令和5年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度各務原市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年4月5日

各務原市長 浅野 健 司

令和5年度各務原市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度各務原市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,982,749千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		10,959,403	152,749	11,112,152
	2 国庫補助金	4,053,243	152,749	4,205,992
歳 入 合 計		58,830,000	152,749	58,982,749

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,523,034	6,178	4,529,212
	1 総務管理費	3,560,560	6,178	3,566,738
3 民生費		16,321,458	146,571	16,468,029
	3 児童福祉費	7,777,278	146,571	7,923,849
歳 出 合 計		58,830,000	152,749	58,982,749